

交対本第3号  
交対協第5-4号  
令和3年5月26日

各交通安全運動主催機関・団体の長  
各交通安全運動協賛機関・団体の長 殿

山梨県交通安全対策本部長  
山梨県交通対策推進協議会長  
山梨県知事 長崎 幸太郎



令和3年度「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動  
(7・8月重点期間)」の実施について（依頼）

日頃から交通事故防止対策の推進に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、昨年度の県内一般道における運転席のシートベルト着用率は、99.0%と高い水準にありますが、後部座席のシートベルト着用率は、38.7%と依然として低い状況となっています。

そのような状況を踏まえ、「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動（7・8月重点期間）」を、別添実施要領のとおり実施します。

つきましては、この運動の趣旨を十分に御理解いただきまして、別添の実施要領のとおり、全席シートベルト・チャイルドシートの着用率向上に向け、機関紙（誌）等による広報啓発、職員（従業員）及び家庭に対する着用の呼びかけ等を実施していただきますようお願いいたします。

※ 昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響からチャイルドシート着用状況調査について未実施。

※ 県交通政策課ホームページ  
(<https://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku/zenseki.html>)  
に啓発用チラシを掲載しておりますので、ご活用ください。

事務局：山梨県 県民生活部  
交通政策課交通安全担当 大塚  
TEL 055-223-1353 FAX 055-223-1335  
メール ootsuka-jgbr@pref.yamanashi.lg.jp



# 全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動実施要領

## 1. 目的

交通事故被害を軽減させる効果の高い全席シートベルト・正しいチャイルドシートの着用について通年の徹底運動として推進するとともに、毎月14日の着用推進の日や、7、8月の重点期間を中心に、広報啓発と指導取締りを連携させて実施する等、運動の総合的かつ効果的な展開を図る。

## 2. 主唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

## 3. 主催機関・団体、協賛機関・団体

## 4. 実施期間

通年

## 5. 運動の内容

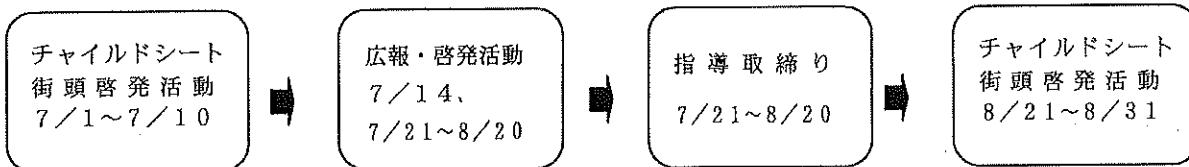
関係機関・団体等は、次の事項を踏まえ、それぞれの実態に即した運動を実施するものとする。

### (1) 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」キャンペーン

「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日」である、毎月14日を中心、広報啓発活動及び街頭指導等を実施する。

### (2) 重点期間の設定

7、8月の2ヶ月間を重点期間とし、同時期に実施する「夏の交通事故防止県民運動」と連動させながら、広報啓発、指導取締りを組み合わせた効果的な運動を開する。



## ○具体的な内容

### (1) 広報啓発

実施主体	具体的な内容
山梨県交通安全対策本部 山梨県交通対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンの実施</li><li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月、8月）におけるキャンペーンの実施</li><li>○ 新聞広告の掲載</li><li>○ 広報車による巡回広報</li><li>○ マタニティ教室等で普及・啓発活動を行う</li><li>○ 啓発ビデオの貸し出し</li><li>○ ホームページでの広報啓発</li></ul>

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンの実施</li> <li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月、8月）におけるキャンペーンの実施</li> <li>○ 広報紙（誌）・広報車・有線放送・回覧板等による広報啓発</li> <li>○ 啓発ビデオ放映（ロビー・待合室・交通安全教室・各種イベント等）</li> <li>○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出</li> <li>○ 職員及び関係機関・団体への運動趣旨の周知徹底と協力要請</li> <li>○ 庁舎内駐車場利用者への着用の呼びかけ</li> <li>○ 自治会・町内会等への周知徹底と協力の要請</li> <li>○ 各種交通安全教室・イベント等の実施</li> </ul>
関係機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用推進の日（毎月14日）におけるキャンペーンへの参加・協力</li> <li>○ 「全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動重点期間（7月、8月）におけるキャンペーンの実施</li> <li>○ 機関紙（誌）等による広報啓発</li> <li>○ 横断幕、幟旗、立て看板等の作成・掲出</li> <li>○ 職員（従業員）及び家族に対する着用の呼びかけ</li> <li>○ 構成組織への運動趣旨の周知徹底</li> <li>○ 各種会合・研修会等を利用した着用の呼びかけ</li> </ul>

### (2) 指導取締り

各警察署において、上記重点期間中等、広報啓発活動と連携させて、シートベルトの着用義務違反及びチャイルドシートの使用義務違反の指導取締りを重点的に実施する。

### (3) チャイルドシート使用普及街頭啓発活動

各市町村において、保護者が園児を送迎する時間帯に、チャイルドシートの使用を呼びかける街頭啓発活動を行う。

各市町村は、実施日及び実施内容を期日までに事務局へ報告し、事務局は取りまとめのうえ、啓発用資料として、市町村、報道機関等に公表する。

県においては、後部座席のシートベルト・チャイルドシート使用普及啓発活動を行う。